

令和元年（2019年）9月19日

地域密着型サービス事業者 各位
【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

姫路市 健康福祉局 監査指導課

「医療連携加算（I）」における「看護師」の配置について

【現行】

■ 1ユニットの場合

1ユニット	
看護師 兼 介護従業者	職員A

「職員A」は、「介護従業者」とみなし、「介護従業者」としての勤務時間 ⇒ 算入○

■ 複数ユニットの場合

1ユニット		2ユニット	
看護師 兼 介護従業者	職員A	看護師 兼 介護従業者	職員A

① 「職員A」は、「看護師の兼務」とみなし、「介護従業者」としての勤務時間
⇒ 算入✕

② 「職員A」は、「4兼務」とみなす。

※時間を切り分けて配置、別の日に配置した場合でも、1月でみた場合に「4兼務」となる。



【見直し後】

■ 複数ユニットの場合

1ユニット		2ユニット	
看護師 兼 介護従業者	職員A	看護師 兼 介護従業者	職員A

① 「職員A」は、「4兼務」とせず、「2兼務」とする。

② 「介護従業者」としての勤務時間 ⇒ 算入○

【適用日】 令和元年10月1日

※看護師の配置時間（介護職員の人員基準をみだし、看護師を加配する場合）
看護師の配置時間については、1ユニットあたり週1回3時間とし、変更はありません。